

## 確定給付企業年金又は企業型確定拠出年金から中退共へ資産移換できます

中退共(中小企業退職金共済)を実施する事業所と企業年金(確定給付企業年金(以下「DB」とします。))又は企業型確定拠出年金(以下「企業型DC」とします。))を実施する事業所が、平成30年5月1日以後に合併等(注1)を行い、合併等をした後の1つの中小企業に中退共と企業年金が適用される2つの従業員グループが併存し、当該中小企業において中退共のみを実施する場合には、当該企業年金の資産管理運用機関等(資産管理運用機関等又は資産管理機関)への資産移換申出と同日に、企業年金加入者であった従業員を被共済者として加入申込する時、又は既に加入申込している時に中退共へ企業年金の資産(積立金等又は個人別管理資産)を移換できます。

なお、当該資産移換申出と当該加入申込(既に加入申込被共済者は除外)は、合併等を行った日から起算して1年以内の同日であって、月の初日(土日祝日を問わず。)となります。

(注1) 合併等とは、会社法その他の法律の規定による吸収合併若しくは新設合併、又は吸収分割若しくは新設分割、又は従業員の労働契約の権利義務が承継される事業譲渡等をいいます。

### I 企業年金の資産移換申出日に、初めて中退共と退職金共済契約を締結する事業主

- 1.実施している企業年金が、DBのときは資産管理運用機関等、企業型DCのときは資産管理機関に企業年金の資産移換を申出ます。
- 2.前記「1.」と同日に、資産移換専用の「新規退職金共済契約申込書」を直接、中退共本部に提出します。
- 3.後日、企業年金の資産移換額等の「証明書」及び「申出書」を中退共本部に提出します。

#### ご注意ください

##### ◆新規加入掛金助成について

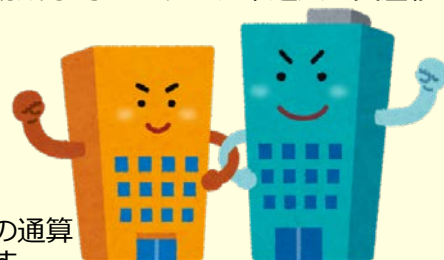
※初めて中退共と退職金共済契約を締結した事業主に、掛金月額の一部を国が助成していますが、中退共へ資産移換を申出る事業主は新規加入掛金助成を適用しません。

##### ◆月額変更掛金助成について

※掛金月額を増額した事業主には月額変更掛金助成を適用します。ただし、同居の親族のみを雇用する事業主には当該掛金助成を適用しません。

##### ◆過去勤務期間の通算について

※初めて中退共と退職金共済契約を締結した事業主に適用される過去勤務期間の通算は、中退共へ資産移換を申出ない被共済者のみ過去勤務期間の通算ができます。



### II 企業年金の資産移換申出日より前から、中退共と退職金共済契約を締結している事業主

- 1.実施している企業年金が、DBのときは資産管理運用機関等、企業型DCのときは資産管理機関に企業年金の資産移換を申出ます。
- 2.企業年金加入者であった従業員が、中退共の被共済者となっていない場合は、前記「1.」と同日に、資産移換専用の「追加退職金共済契約申込書」を直接、中退共本部に提出します。
- 3.後日、企業年金の資産移換額等の「証明書」及び「申出書」を中退共本部に提出します。

#### ご注意ください

##### ◆新規加入掛金助成について

※平成30年5月1日より前に、初めて中退共と退職金共済契約を締結した事業主には、新規加入掛金助成を適用します。

※平成30年5月1日以後に、初めて中退共と退職金共済契約を締結した事業主が、後日、中退共へ資産移換を申出の場合は、それまでに受けた新規加入掛金助成総額(既に脱退等した被共済者分を含みます。)と同額を一括して中退共に納付する必要があります(納付期限経過後は延滞利息の対象となります。)

##### ◆月額変更掛金助成について

※掛金月額を増額した事業主には月額変更掛金助成を適用します。ただし、同居の親族のみを雇用する事業主には当該掛金助成を適用しません。

合併等後に企業年金のみを実施する場合には、中退共の解約手当金相当額を企業年金へ資産移換できます(別資料「中退共から確定給付企業年金又は企業型確定拠出年金へ資産移換できます」をご覧ください。)

# 資産移換のイメージ図

中退共に加した時期により資産の引継ぎ方が異なります

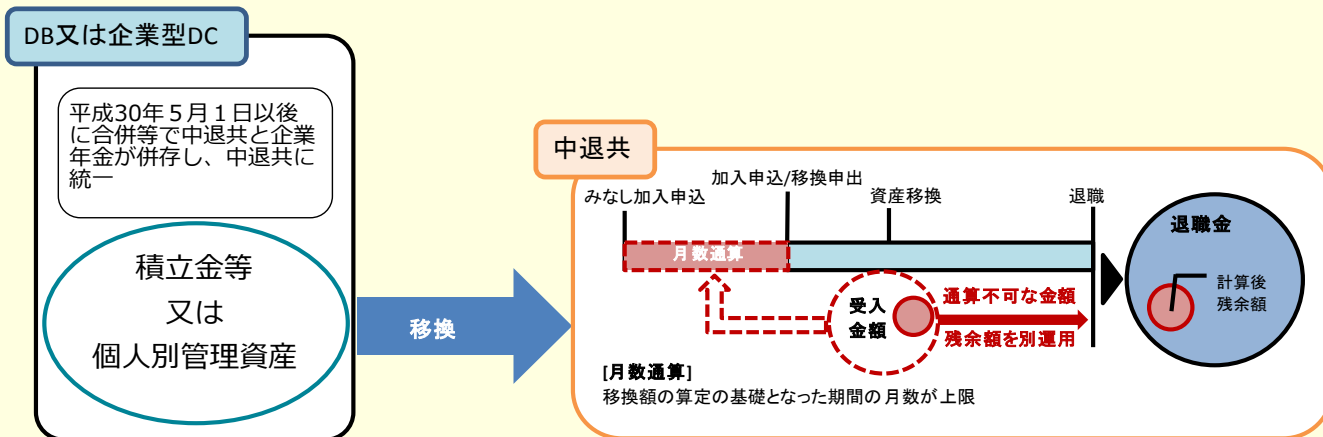
## A 企業年金の資産移換申出日に、中退共に加した被共済者(従業員)

企業年金の移換額(積立金等又は個人別管理資産)を、中退共の加入申込時の掛金月額を基に納付月数に換算し、掛金を納付したものと通算(月数通算)します。

ただし、移換額の算定の基礎となった期間の月数を限度とし、納付月数に換算できない額(残余额)が生じた場合は、退職時に退職金に加算します。

退職金額は、掛金月額と掛金納付月数(月数通算された納付月数と加入申込後の掛金納付月数を加算した月数)により算出する基本退職金と運用状況で付与される付加退職金に、残余额を一定の利率(※)で運用した額(計算後残余额)を合算した金額となります。

なお、中退共の退職金は掛金納付月数が1年未満の場合は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金納付総額(月数通算に換算された移換額を含む)を下回ります。ただし、計算後残余额は残余额を下回ることはありません。

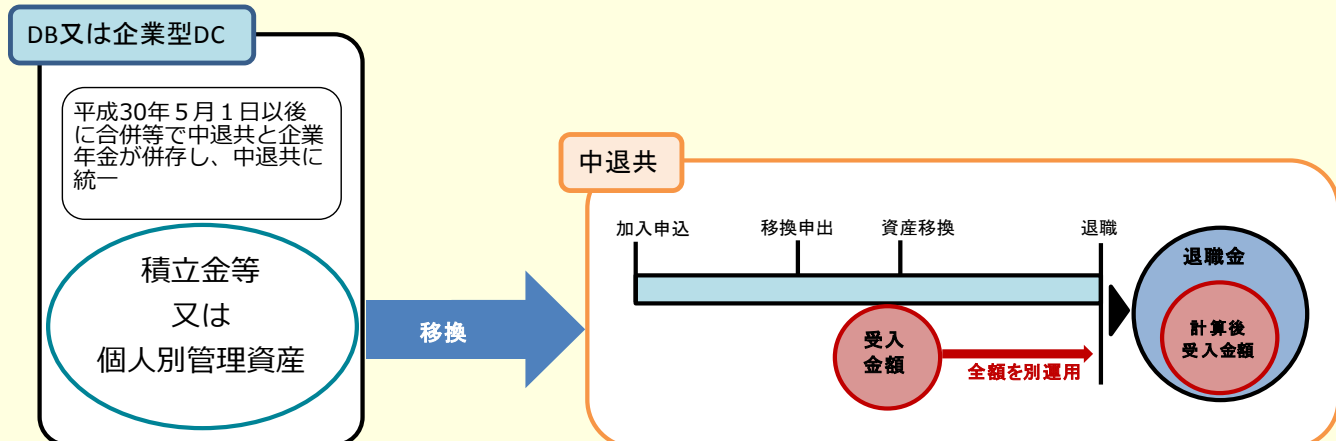


## B 企業年金の資産移換申出日より前から、中退共に加した被共済者(従業員)

企業年金の移換額(積立金等又は個人別管理資産)を受入れ、退職時に退職金に加算します。

退職金額は、掛金月額と掛金納付月数により算出する基本退職金と運用状況で付与される付加退職金に、受入金額を一定の利率(※)で運用した額(計算後受入金額)を合算した金額となります。

なお、中退共の退職金は掛金納付月数が1年未満の場合は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金納付総額を下回ります。ただし、計算後受入金額は受入金額を下回ることはありません。



※一定の利率とは政令で定める利率(年1%(平成30年5月1日時点))に厚生労働大臣が定める利率を加えたもの。

### 《お問い合わせ》



独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

制度について詳しくは

中退共

検索



〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211